<その他>

磐梯町

http://www.town.bandai.fukushima.jp/t_navi/lg/2015/09/052_kyuhukin.htm

磐梯町臨時福祉給付金のお知らせ

平成26年4月より消費税率が8%引き上げられた影響を緩和する措置として、「臨時福祉給付金」を支給いたします。

支給対象者

平成27年度分 町・県民税（均等割）が課税されていない方で、基準日（平成27年1月1日）において磐梯町に住民票がある方です。
当町において、支給対象の可能性がある方々につきましては、郵便書留で発送しております。（審査において、不支給となる場合もあります）
※夫や息子さん等にご自身が扶養されており、扶養している方が町・県民税（均等割）が課税される場合や生活保護を受給されている方につきましては対象外となります。

支給額

支給対象者1人につき 6,000円

申請先

申請先は「磐梯町役場　町民課　保健福祉係」となりますが、申請書と一緒に同封いたしました「返信用封筒」を利用ください。
なお、町民課窓口に直接お持ちいただいてもかまいません。

申請期間

平成27年9月28日（月曜日）～平成27年12月27日（日曜日）まで（消印有効）

提出書類

1.提出書類

(1)本人確認書類
住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し など

(2)指定した口座が確認できる書類
平成26年度臨時福祉給付金の給付対象となった方で、平成27年度臨時福祉給付金も給付対象となった方は、申請書に振込先が記入されておりますので、振込先を変更されたい方につきましては、金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）がわかる通帳（見開き部分）やキャッシュカードの写しが必要となります。

給付金の受取方法

申請書受付後、不備がない場合は「磐梯町臨時福祉給付金支給決定通知書」を送付し指定された指定金融機関へ振り込みます。
なお、添付書類等に不備がある場合は、入金が遅れることがあります。

－お問い合わせ－

磐梯町町民課 保健福祉係

TEL 0242-74-1215 / FAX 0242-73-2115 / テレビ電話番号：85-6912

E-mail ： bandai-hokenfukushi@town.bandai.fukushima.jp